

優れた、より良い福祉コミュニティをめざして

ふれあいネットワーク

まほろば 社協広報

介護保険の居宅サービス事業者指定について

第19号



手遊びで、ほほえむひと^{とき}

ふれあいの館に訪れると、いつも温かい「出会い」と「ふれあい」を体験することができます。

写真／ふれあいの館・ふれあい童夢から

●● 介護保険の居宅サービス

介護保険制度は、現行の老人福祉制度と老人保健制度にまたがる「介護」を一元化する制度です。山形村社会福祉協議会では、老人福祉制度の中で村の事業委託を受け運営してきました老人ホームヘルプ事業及び老人デイサービス事業について、このほど、県知事より介護保険制度における「訪問介護」及び「通所介護」を行う事業所としての指定を受けました。これにより介護保険制度がスタートする本年4月以降、要介護又は要支援の状態となった高齢者に適切な居宅サービスが提供できるよう、その事業経営につとめることとなりました。

これで山形村社会福祉協議会としても、昨年10月1日に設置された「居宅介護サポートセンターふれあい」の運営に加え、新たにはじまる介護保険事業への移行のための基盤が整えられました。

ホームヘルプステーションふれあいの指定

現行の老人ホームヘルプ事業は、老人福祉法に定める「老人居宅介護等事業」に当たり、県知事への届出をして実施してきましたが、このほど介護保険制度における訪問介護事業所の指定を受け、この4月より、事業所名を“ホームヘルプステーションふれあい”として、介護保険制度の居宅サービス事業を実施することになりました。

要介護・要支援の認定を受けた高齢者の利用申請に基づき、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うもので、現行のサービス内容と、同様の内容となっています。

但し、現在実施している通院介助・買物同行支援などのサービス内容は、外出支援サービスとして、別途に行われることとなります。



(現行のホームヘルプ事業から)

介護保険 Q&A

Q 1 家事に専念するサラリーマンの妻の場合は、保険料はどうなりますか？

A 健康保険法等の被用者保険の場合は、保険料は事業者勤務している本人の標準報酬額に保険料率を掛けて算定し、給与から徴収される仕組みになっています。従って被扶養者の分は、医療保険の被保険者本人が負担することになります。

Q 2 サービスの利用料（自己負担分）が支払えないほど高額になった場合はどうなるのですか？

A 要介護度が高くなれば利用可能なサービス量が増えるので、介護サービス利用の状況に応じて自己負担が多くなります。1割の利用者負担が一定額を超える場合、その超過分を支給する高額介護サービス費等の支給が行われます。

事業者指定について

デイサービスセンターふれあいの指定

現行の老人デイサービス事業は、老人福祉法に定める「老人デイサービス事業」に当たり、老人ホームヘルプ事業と同様に県知事への届出をして実施してきましたが、このほど介護保険制度における通所介護事業所の指定を受け、この4月より、従来同様に事業所名をデイサービスセンターふれあいとして、介護保険制度の居宅サービス事業を実施することになりました。

要介護・要支援の認定を受けた高齢者の利用申請に基づき、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、同センターに通所いただき、

必要な日常生活の世話、機能訓練等で社会的孤立感の解消、心身の機能維持ならびに家族の身体的精神的負担の軽減を図るというもので、現行のサービス内容と同様の内容となっています。また、利用者の希望・様態等にあわせて、送迎・入浴など利用サービスの選択をすることができます。現行のサービスよりも利用者の希望に沿ったサービスの組み立てが可能となりますので、居宅介護支援事業者に「居宅サービス計画」の作成を委託される折などに、それぞれに検討いただくことになります。



(現行のデイサービス事業から)

介護予防・生活支援事業の実施について

山形村では、前掲の外出支援サービスの他、生活支援事業として軽度生活援助事業、介護予防・生きがい活動支援事業として各種事業の整備もすすめられています。これは、要援護高齢者や独り暮らし老人等のための生活支援、生きがい活動及び寝たきり予防知識の啓発等により、これらの高齢者の自立及び生活の質の確保並びに介護予防を図るものです。介護保険制度がスタートする4月より、その周辺事業として実施が予定されています。山形村社会福祉協議会としても、現在その事業運営についての準備をすすめています。

Q 3 現在の特養入所の自宅待機者は、制度が始まると優先的に入所できるのでしょうか？

- A 介護保険制度では基本的に要介護認定で該当となった要介護者が施設に入所することができます。自立あるいは要支援状態と判定された場合は施設サービスを受けることはできません。ですから、現在、自宅待機の方でも認定の結果該当となる必要があります。待機者だからといって認定を受けずに優先的に入所できるわけではありません。

Q 4 家族が本人に代わって、保険料・利用料（自己負担分）等の費用を払うことはできますか？

- A 介護保険制度は家族間の助け合いを否定するものではありませんので、家族が変わりに支払うことは当然可能です。

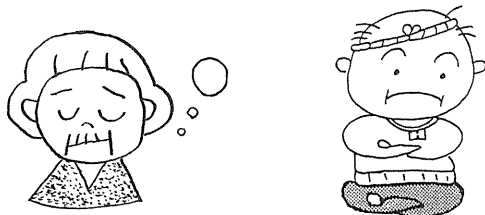
※詳しくは、山形村役場住民課／介護保険担当者まで、お問い合わせください。

みんなの声

介護保険目前にしての不安

介護保険法の中に「国民の努力」と言う言葉があるように、介護する人、される人が互いに理解し、成功させて行きたいですね。

「浮世の月見過たるや、末二年」という辞世の句があるように、悔いの無い人生にしたいものですね。そのためにも、加齢に伴って生ずる心身の変化に注意しながら、介護保険への理解を深め、期待したいと思います。 K. K.



要介護度によって、その人にかかる費用が多い場合、払う金額も上がるのはわかるが、自分がもしそうになって、お金を払う力がなければ、どうすればよいのでしょうか。 N. M.

介護保険のことは、始まってみないとわからない。94歳になる母が居り、4月に1回年金を頂いているが、事情により一部停止ということもあり、少ない額で色々まかなっている。こういった場合でも毎月の掛け金は同じように掛けなくてははいけないのでしょうか？ Y. K.

4月から介護保険が実施されるということですが、どんなサービスが受けられるのか不安です。保険料もはっきりしていませんし、施設数・対応してくれる職員の人数は充分なのでしょうか？

経済的不安、身体的不安を解消してくれる介護保険制度ということなのですが本当にそうしてくれるのでしょうか？

利用者が、生きがいを抱くことができるようなサービスが受けられるよう期待します。

サービスの環境づくり、情報の適切提供、質の高いサービスを、お願いしたいと思います。 S. Y.

この保険の恩恵に預かろうとするとなかなか難しい。それよりもいつまでも元気で保険料を払い、自分の人生を楽しもうと考える方が幸せ、しかし……人生色々なことがある。そうなった時は、お世話になれば良い、だんだん改善されよりよい保険になっていくことを望む。

それに付けても認定を外れても、自己負担でお互いにサービスを提供しながら生活できる、グループホームのようなものが出ないのでしょうか。 M. T.



※ Q&A をご参照下さい。

ボランティアグループ紹介

人形劇サークル てぶくろ ◇沢野いつみ◇	☆ボランティア活動の開始 ☆主な活動	10年前から実施 保育園他施設での人形劇上演
--------------------------------	-----------------------	---------------------------

静かに流れるオカリナ、懐かしい童謡の歌声、そして手作りの味のある人形が登場し、元気いっぱいの私達の人形劇が始まります。

10年程前、村の人形劇講座を発端に有志によってボランティアで人形劇を演じるサークルが生まれました。てぶくろに人形の頭をつけ、衣装を着せた簡単な人形を使い名前を“てぶくろ”と名付けスタートをきりました。以来、年に1～2作の新しい作品に取り組み、和洋の昔話からオリジナルの脚本まで、レパートリーも増え、毎年保育園の子ども達にも喜んでもらっています。最近、村外からの依頼もちらほらとあり、本当にうれしいことです。

人形製作に時間がかかり、練習も十分にできず、しかも素人の母さん（子連れ）の集まりなので、いつも“ハラハラドキドキ”の連続です。でもそこは、持ち前の度胸強さだけで乗り切っています。

上演中、こちらの問いかけに大きな声で元気に応えてくれる子ども達、私たちサークルにとって何ものにもかえがたい大きな喜びです。

これを読んだ皆さんの中で少しでも興味のある方仲間に入ってみませんか？

又、都合のつく限り上演依頼にも応じますので、ご連絡下さい。



(親子ぐるみでサークル活動)

問い合わせ（ボランティアセンター ☎98-3081）



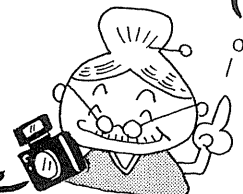
懐しの羽子板 二見久江さん
1月の間お借りしました。(殿村連絡班)

“うめみ”はあちゃんコーナー



椿

南堀連絡班



✽ あたたかな善意、ありがとうございました ✽

◇平成11年度赤い羽根・歳末たすけあい共同募金の実施結果◇

平成11年度の赤い羽根・歳末たすけあい共同募金運動を、昨年10月1日から年末にかけて実施したところ、次のような実績となり、全額を長野県共同募金会へ送金した。この募金は、その一部が平成12年度において、配分金として村社協へ交付され、各種福祉事業に充てられることとなっている。

【単位：円】

上大池	中大池	小 坂	下大池	上竹田	下竹田	職 域 他	募金総額
233,400	173,600	406,000	148,000	424,500	470,300	24,335	1,880,135

◇平成11年度日赤社資収納運動の実施結果◇

平成11年度の日赤山形村分区社資収納運動を、昨年5月1日から31日までの間実施したところ、次のような実績となった。(収納された社資は、日本赤十字社長野県支部へ全額送金。)

【単位：円】

	上大池	中大池	小 坂	下大池	上竹田	下竹田	合 計
社 費	111,000	152,000	252,000	107,000	289,000	309,000	1,220,000
寄 附 金	42,500	6,000	59,000	20,000	78,500	80,200	286,200
社資総額	153,500	158,000	311,000	127,000	367,500	389,200	1,506,200

◆ 健康と福祉のつどい

(平成11.12.4 / 於トレセンふるさと大ホール)

山形村社協会長表彰 / 被表彰者の紹介

- 福祉活動功労者 / 中村文夫さん (上大池)
住吉平八郎さん (小 坂)
- 福祉事業協力者 / 簗町巳佐喜さん (下大池)
太田義一さん (下大池)
株式会社オーイケ様
日本禁煙友愛会山形支部様



(齊藤会長から表彰状が贈られた)

◇社協への寄附金等の紹介◇ 【平成11年4月以降／敬称略】

○酒井みす子（上竹田）	物品寄贈
○上條美藤（上大池）	物品寄贈
○田中美佐子（飯山市）	物品寄贈
○百瀬康平（下竹田）	カーネーション
○山形村老人クラブ連合会女性部	手縫い雑巾他
○中野絹子（上大池）	物品寄贈
○大池苔子（上大池）	物品寄贈
○百瀬文子（上竹田）	物品寄贈
○縄田一枝（大阪市）	手編み靴下他
○匿名（松本市）	電子ピアノ 1台
○日本禁煙友愛会山形支部	車椅子2台／収納式ベット 1台
○JA 松本ハイランド山形支所女性部	収納式ベット 3台
○中川俊哲（上大池）	アカザの杖
○塩原道春（上竹田）	手作り門松 1基
○桐原すみ子（上竹田）	錦絵凧（川中島）1振
○中村健一郎（上大池）	物品寄贈
○匿名（中大池）	靴下
○倉沢由美（小坂）	物品寄贈

○チャリティーゴルフ収益金（参加者代表／古屋忠雄）	金	18,000	円
○太田義一（下大池）	金	200,000	円
○西牧教室（下大池）	金	20,000	円
○社交ダンスクラブ「白樺会」（塩尻市）	金	10,000	円
○山形村山草会	金	11,000	円
○山形村商工会婦人部	金	45,000	円
○山形村公民館社会部	金	50,000	円
○株式会社オーイケ（リフト式福祉車輛の購入金として）	金	1,000,000	円
○松本信用金庫波田支店「信嶺会」「成就会」	金	30,000	円
○匿名（下大池）	金	6,696	円
○上條美知子（中大池）	金	50,000	円
○有限会社親和住宅「親和会」	金	35,081	円



（新しく購入したリフト式福祉車輛）

村内関係者の皆様の心温まるご芳志に感謝申し上げます。
山形村社会福祉協議会では、今後更に地域福祉の推進をはかるための、諸事業を推進してまいりますが、その資金として、有効に活用させていただきます。
ありがとうございました。

寄稿

これからの教育 福祉の精神を

堀田 勇 (山形小学校長)



2002年、完全学校週5日制に向かって、教育は大きく変わろうとしています。子どもたちが、急激に変わっていきだろこの社会に堂々と生き、国際社会に貢献できるように、豊かな人間性や自分で考え、問題を解決する力などを育てる教育が求められています。このために、国語・算数など教科の指導内容を厳選し、授業時間も削減してまで生み出した時間が、今回の教育課程改訂の目玉である「総合的な学習の時間」(3年生以上中学生も)の新設であります。

1週間に3時間も設けられる「総合的な学習の時間」は、各教科で学習した力を総合させ、子ども自らが課題を持って体を通して主体的に追求する学習の時間で、例えば、福祉・国際理解・情報・環境問題など現代社会の課題や地域の課題など、その学校ならではの学習を展開することになります。

山形小学校では、新教育課程の実施に向けて大きな期待と夢を持ち、職員の総力を上げてその準備を進めております。この「総合的な学習の時間」は具体的には、新学期に子ども達が課題を決めて地域の方々講師をお願いしながら1年がかりで追究をしていく学習となりますが、当然浮かび上がってくる課題に「村の福祉」の学習があり、ぜひ取り組ませたい学習でもあります。

人間誰もが、成長し、いつか老いを迎える。人間誰もが、どこかにその人なりの障害を感じ、抱え、しかし懸命に生きている。人は人によって支えられ、支え合い、生かしていただいている。人は、人の弱さや老いの寂しさを体得するところに心の成長があり、弱さや寂しさを克服する姿に感動し希望を抱き、社会の存在する意味を温かく実感できます。子どもたちが誰もが直面するこの「福祉」の問題に目を向け体験することは、まさに教育の原点にかかわる重要な学習であるのです。

「総合的な学習の時間」では、「ピアやまがた」訪問で今まで培ってきた精神を更に発展させ、村の福祉の実情の調査や障害を持つ方を講師に招いての学習、保健福祉センターの建設、福祉行政、介護サービス、デイサービスでのボランティア活動や交流活動等、次々と大事な学習が期待できます。

山形村の次代を担う子どもたちが、いっそう村の福祉に目を向けていくよう、学校も援助してまいります。

◇編集後記◇

相田みつをさんの詩集で「ぐちをこぼしたって いいがな 弱音を吐いたって いいがな 人間だもの たまには涙をみせたって いいがな 生きているんだもの」というのがあります。

本当に強い人とは、もしかしたら弱い部分を自然にだせる人なのかもしれません。

介護保険の制度がいよいよスタートします。同時に対人サービス・自立支援のあり方が、実践の中で問われようとしています。

----- まほろば広報編集部 -----

まほろば

(社協広報/第19号) 平成12年3月10日発行

●発行所 社会福祉法人 **山形村社会福祉協議会** (ふれあいの館内)

〒390-1301 長野県東筑摩郡山形村3940番地の1 ☎0263 (98) 3081 FAX 0263 (98) 3016

●印刷所 日本ハイコム株式会社